



発行 東京都

目次

24

規則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…（福祉保健局少子社会対策部計画課）…

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十七日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の三に次の一項を加える。

5 小児慢性特定疾病指定医は、規則第七条の十二の規定による更新を受けようとするときは、知事に申請するものとする。この場合においては、第一項及び前項の規定を準用する。

第六条の四に次の一項を加える。

6 指定小児慢性特定疾病医療機関は、法第十九条の十第一項の規定による更新を受けようとするときは、知事に申請するものとする。この場合においては、第一項及び前項の規定を準用する。

第十一条第二項中「児童委員に」の下に、「特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）であるときは当該区市町村の長に」を加える。

第二十九条中「特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）を「区市町村」に改める。

別表第一中

「注4 注1から注3までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。」

「注4 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）  
(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子（前年の所得が500万円以下であるもの）

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの  
注5 注1から注4までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別記第四号様式中

「昭和 平成 年 月 日生（ 歳 月）」

「年 月 日生 ( 歳 月 )」を「平成 年」を「年」に改める。

別記第十一号の十五様式中

氏 名	性別	男・女	生年月日	年	月	日
-----	----	-----	------	---	---	---

を

新規・更新 氏 名	(更新の場合) 指定医番号	性別	男・女	生年月日	年	月	日
--------------	---------------	----	-----	------	---	---	---

に改める。

別記第十一号の十九様式中

該当するものに○をつけてください。	病院・診療所	薬局	訪問看護事業者
-------------------	--------	----	---------

を

保険医療機関等	名称	所在地	電話番号	医療機関コード
	所在地			

に改める。

新規・更新	病院・診療所	薬局	訪問看護事業者 (いずれかに○をつけてください。)
	名称		
	所在地		
	電話番号		
保険医療機関等	医療機関コード		
	開設日	年	月

別記第十四号の十三様式、第十四号の十四様式、第十四号の十八様式及び第十四号の十九様式中「平成 年」を「年」に改める。

別記第二十一号様式中

「児童福祉社司事指導」を「児童福祉社司事指導」に改める。

「児童福祉社司事指導」を「児童福祉社司事指導」に改める。

別記第二十三号様式中

「知的障害者福祉社司事」を「知的障害者福祉社司事」に改める。

「社会福祉社主事」を「社会福祉社主事」に改める。

別記第四十二号の五様式中「1 前学年度卒業生数」のところに「(学校教育法に規定する専門職大学の前期課程の修了者数を含む。)」を加える。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第二項、第二十九条並びに別記第二十一号様式、第二十三号様式及び第四十二号の五様式の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の児童福祉法施行細則別表第一の規定は、平成三十年四月以後の月分の徴収する費用の額について適用し、同年三月以前の月分の徴収する費用の額については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第四号様式、第十一号の十五様式、第十一号の十九様式、第十四号の十三様式、第十四号の十四様式、第十四号の十八様式、第十四号の十九様式、第二十一号様式、第二十三号様式及び第四十二号の五様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001